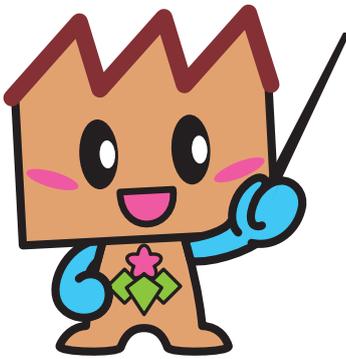


きりゅう暮らし応援事業



桐生市マスコット
キャラクター
「キノピー」

申請受け付けは4月16日（月）から

市の人口減少を抑制するとともに、移住・定住を促進することを目的に、また、急増する空き家に対応するため、住宅取得費やリフォーム工事費などの一部を助成する「きりゅう暮らし応援事業」として、4つの助成制度を実施します。

各助成の併用は可能ですが、加算補助の部分で住宅取得応援助成、住宅リフォーム助成、空き家利活用助成の項目が重複する場合は、いずれかの加算補助のみの交付です。

なお、助成には条件がありますので、事前にお問い合わせください。
※各助成の補助金額は、1,000円未満切り捨てです。

住宅リフォーム

問い合わせ＝建築住宅課住宅係
(☎内線633)

補助額最大
20万円

募集件数＝150件程度
(予算の範囲内、
先着順)

対象＝市内に住宅を
所有し居住している
人が、市内業者を利用
して行う工事費20
万円以上のリフォーム
工事で、着工前の



申請が必要※過去にこの補助金および桐生市住環境
改善助成事業補助金の交付を受けたリフォーム工事
箇所は、対象外

基本補助＝対象工事費の10パーセントで上限10万
円※18歳までの子どもを扶養し、同居している子
育て世帯は、対象工事費の20パーセント

加算補助＝省エネ（断熱など）・耐震改修（基
礎、壁などの耐震性能を向上させるための軽微な
もの）・バリアフリー（段差解消、手すり設置な
ど）・防犯（防犯性能の高い建物部品の設置）の
各工事で、工事費20万円以上のものが対象となり、
対象工事費の10パーセントで上限10万円※子育て
世帯は、上記対象工事費の20パーセント

補助金額＝基本補助額と加算補助額の合計で、上限
20万円

住宅取得応援

問い合わせ＝建築住宅課住宅係
(☎内線633)

補助額最大
200万円

対象＝市内に住宅を建築または購入し、今後5年
以上定住する人

基本補助＝住宅取得
金額の3パーセント
で上限50万円

加算補助

①夫婦加算 10万円
対象：49歳以下の夫
婦

②三世帯同居加算
10万円

対象：親・子・孫が同居する世帯

③移住加算 40万円

対象：市外からの移住者

④子ども加算 中学生以下の子ども1人につき10万円

⑤地域加算 30万円

対象地域：旧市街地、新里北小通学区域、黒保根町

⑥市内業者加算 10万円

対象：市内の元請業者または市内の下請業者を利用
して新たに建築する場合

⑦空き家・空き地バンク加算 10万円

補助金額＝基本補助額と加算補助額の合計で、住宅
取得金額の10パーセントまたは200万円のいずれ
か低い金額が上限



環境都市推進補助金

市では、環境先進都市を目指した取り組みの一環として、新エネルギー設備、省エネルギー型電化製品、電動アシスト自転車を対象とした補助制度を実施します。

申請は、5月1日（火）から（土、日、祝日、年末年始を除く）、市役所2階の環境課で受け付けます。受け付け件数には上限があり、先着順です。申請用紙は、環境課、新里・黒保根支所、市ホームページにあります。

補助には条件がありますので、必ず事前に環境課環境都市推進係（☎内線454・575）へお問い合わせください。

住宅用新エネルギー・省エネルギー設備

対象＝4月1日以降に個人の住宅に設置した人

補助対象	補助額
蓄電池設備	1kwh 当たり1万円 (上限5万円)
太陽光発電システム(蓄電池設備と同時購入および設置のものに限る)	3万円
太陽熱温水設備(自然循環型)	1万円
太陽熱温水設備(強制循環型)	1万5,000円
高効率型給湯器(エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファーム、エコワン)	1万5,000円
地中熱利用システム	10万円
HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)	購入金額の1/10 (上限1万円)

省エネルギー型電化製品

対象＝市内の販売店で4月1日以降に対象の電化製品に買い換えた人(購入金額5万円以上)

補助対象	条件	補助額
テレビ	2013年製以前のものからの買い換え	それぞれ購入金額の
エアコン	2012年製以前のものからの買い換え	1/10(上限1万円)
冷蔵庫		
LED照明	購入金額の合計が5万円以上	1万円

※テレビ、エアコン、冷蔵庫は、統一省エネルギーの省エネ性能が3つ星以上のものが対象で、家電リサイクル券の写しが必要

電動アシスト自転車

対象＝運転免許を有するまたは自主返納した人(返納後60日以内)で、4月1日以降に市内の販売店で電動アシスト自転車を購入した人

補助対象	補助額
電動アシスト自転車	購入金額の1/4(上限1万5,000円)
同時購入の自転車用チャイルドシート	購入金額の1/2(上限5,000円)

空き家利活用

補助額最大
100万円

問い合わせ＝空き家対策室定住促進係(☎内線367)

募集件数＝各5件程度(予算の範囲内、先着順)

●空き家利活用助成(補助金最大70万円)

対象＝市内にある3年以上居住していない住宅のリフォーム工事

基本補助＝工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の30パーセントで上限10万円

加算補助

- ①移住加算 40万円
- ②子ども加算 中学生以下の子ども1人につき10万円
- ③空き家・空き地バンク加算 10万円
- ④性能向上加算 工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯工事をする場合 10万円
- ⑤ファミリー加算 10万円

補助金額＝基本補助と加算補助の合計で対象工事費の50パーセントで上限70万円

●移住者限定利活用助成(補助金最大100万円)

対象＝市内に移住する人が実施する1年以上居住していない耐震性のある住宅のリフォーム工事

補助金額＝工事費20万円以上の工事のうち、対象工事費の3分の2で上限100万円



空き家除却

補助額最大
100万円

問い合わせ＝空き家対策室対策係(☎内線736)

募集件数＝各10件程度(予算の範囲内、先着順)

●跡地利用なしの除却(補助金最大30万円)

対象＝市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事

補助金額＝対象工事費の50パーセントで上限30万円

●跡地を駐車場などとして利用(補助金最大50万円)

対象＝市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事、跡地を駐車場、住宅として使用する場合

補助金額＝対象工事費の50パーセントで上限50万円

●不良住宅などの除却(補助金最大100万円)

対象＝特に著しく損傷している空き家の除却工事※市の事前調査が必要

補助金額＝対象工事費の80パーセントで上限100万円